

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第2号

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例の一部を改正する条例

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合職員定数条例（平成26年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「522人」を「494人」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。